平成２８年（フ）第８０号
宮崎県延岡市桜園町１番地　市営住宅　３－１－１－13
債務者　小田麻由美
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８２号
宮崎県延岡市粟野名町2156番地　ラ・ドリームⅠ　207
債務者　山下　裕章
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１０１７号
名古屋市中区栄５丁目10番５号　ドムス栄406号
債務者　平山　洋子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０５号
神戸市灘区水道筋６丁目４番１－403号
債務者　塚本　早知（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
兵庫県揖保郡太子町東保83番地１　ロワイヤル太子703号室、従前の住所兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目35番地５
債務者　高橋　弘道
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１５号
熊本県玉名市天水町部田見1652番地６、前住所熊本市東区新外３丁目１番６－501号　柏ビル
債務者　本田　幸二
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１６号
熊本県荒尾市四ツ山町１丁目10番15号
債務者　森園　生子（旧姓竹原・瀬井）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２１号
熊本県荒尾市東屋形２丁目14番地12　ゴールド東屋形104号
債務者　行武妥美重（旧姓油野木）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第２２号
熊本県玉名郡南関町大字関下951番地３
債務者　河城　良三
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第１６３号
大分県由布市庄内町大龍2284の４番地
債務者　小川　裕士
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７７号
大分県別府市石垣西10丁目３番６号
債務者　黒田　　愛（旧姓島﨑）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
鹿児島県鹿屋市西大手町４番17号
債務者　肥後　雄二
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
神奈川県伊勢原市下落合617番地の１　パークハイツミナミⅡ　102号
債務者　阿部　良昭
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３９３号
神奈川県平塚市西真土４丁目23番４号
債務者　茂木　健二
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２６２号
熊本県上益城郡御船町大字滝川1973番地14　ひまわりハイツ201号
債務者　永田　政**德**
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７３号
熊本市西区上熊本３丁目11番28号　上村ハイツⅢ314号
債務者　藤井　貴徳
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７５号
熊本市中央区本荘３丁目８番35号　シティハイツ寮生505
債務者　木村　雅明
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係